

# 一般社団法人全国海岸協会会費に関する規程

昭和50年6月3日

最終改正 平成28年3月3日

第1条 一般社団法人全国海岸協会定款（以下「定款」という。）第7条の会費は、定款第5条の種別に応じて、次のとおりとする。

## （1）正会員

### ア 都道府県

年額100,000円及び等級に応じて定める下記の額

1級	年 額	284,000円
2級	同	236,000円
3級	同	188,000円
4級	同	140,000円
5級	同	92,000円

イ 市町村 年 額 30,000円

### ウ 海岸保全事業の促進を目的とする団体

団体に加盟する市町村数の合計額

1市町村 年 額 30,000円

（2）名誉会員 免 除

（3）賛助会員 年 額 50,000円

第2条 会費は、毎年当該年度の7月31日までに納めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。

附 則（昭和50年6月3日）

この規程は、昭和50年度会費から適用する。

附 則（平成12年5月24日）

この規程は、平成12年度会費から適用する。

附 則（平成19年5月28日）

この規程は、平成19年度会費から適用する。

附 則（平成25年6月5日）

この規程は、平成25年度会費から適用する。

附 則（平成26年6月27日）

この規程は、平成26年度会費から適用する。

附 則（平成27年3月5日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月3日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。